

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財閣第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)	別紙1 法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)
1 (省略)	1 (同左)
2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) 総括管理部門 ① (省略) ② 総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 イ～ニ (省略) ホ <u>連絡及び報告</u> 体制の整備 ヘ (省略) ト 業務を委託する関連会社等の委託の適否の判断 チ (省略) (注) (省略)	2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) 総括管理部門 ① (同左) ② 総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 イ～ニ (同左) ホ <u>危機管理</u> 体制の整備 ヘ (同左) ト 業務を委託する関連会社等の <u>信頼度の調査</u> 及び <u>委託の適否</u> の判断 チ (同左) (注) (同左)
(2) 事業部門 ① (省略) ② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ～ト (省略) チ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当 <u>者</u> の設置等） (注) (省略)	(2) 事業部門 ① (同左) ② 各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 イ～ト (同左) チ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当 <u>部門</u> の設置等） (注) (同左)
3 (省略)	3 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
4 貨物管理の履行に関する事項 ① (省略) ② 移動中の管理対象貨物について、運送方法、貨物の現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。 ③ (省略) ④ 管理対象貨物の蔵置場所において、 <u>貨物の管理のために必要な限度において</u> 、以下の措置が講じられているか。 イ～ニ (省略) ホ 保管中の貨物に異常があった場合の <u>総括管理部門</u> への報告など必要な措置 ⑤ (省略)	4 貨物管理の履行に関する事項 ① (同左) ② 移動中の管理対象貨物について、 <u>運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状</u> を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。 ③ (同左) ④ 管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。 イ～ニ (同左) ホ 保管中の貨物に異常があった場合の <u>管理統括部門</u> への報告など必要な措置 ⑤ (同左)
5 及び 6 (省略)	5 及び 6 (同左)
7 関連会社等の指導等に関する事項 ①及び② (省略) ③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順及び体制が整えられているか。 ④ (省略)	7 関連会社等の指導等に関する事項 ①及び② (同左) ③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。 ④ (同左)
8 (省略)	8 (同左)
9 連絡及び報告体制に関する事項 ①及び② (省略)	9 報告及び危機管理に関する事項 ①及び② (同左)
10～13 (省略)	10～13 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)	別紙2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)
1 体制整備等に関する基本的事項 ①～⑤ (省略) ⑥ 荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。	1 体制整備等に関する基本的事項 ①～⑤ (同左) ⑥ 荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、 <u>荷主等の資質の把握</u> 及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。
2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) 総括管理部門 ① (省略) ② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 イ～ニ (省略) ホ 連絡及び報告体制の整備 ヘ (省略) ト 関係業務（通関業務を除く。チにおいて同じ。）を委託する関連会社等の委託の適否の判断 チ (省略) リ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ヌ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けるこ	2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) 総括管理部門 ① (同左) ② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 イ～ニ (同左) ホ 危機管理体制の整備 ヘ (同左) ト 関係業務（通関業務を除く。チにおいて同じ。）を委託する関連会社等の <u>信頼度の調査</u> 及び委託の適否の判断 チ (同左) リ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、 <u>荷主等の信頼度の調査</u> 及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ヌ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の <u>荷主等の信頼度の調査</u> 及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の <u>資質の把握</u> 、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>との適否の判断</p> <p>ヲ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>頼を受けることの適否の判断</p> <p>ヲ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(2) 事業部門</p> <p>① (省略)</p> <p>② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>イ～ト (省略)</p> <p>チ 関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当者の設置等）</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(2) 事業部門</p> <p>① (同左)</p> <p>② 各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>イ～ト (同左)</p> <p>チ 関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に關し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断</p> <p>ヘ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>3 税関手続の履行に関する事項</p> <p>(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に關し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、<u>荷主等の信頼度の調査</u>及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断</p> <p>ヘ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(2) 特定保税運送に関する税関手続</p> <p>特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会</p>	<p>(2) 特定保税運送に関する税関手続</p> <p>特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>社等への指導及び監督又は委託後の評価 へ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から 寄託される貨物の受託の適否の判断 ト (省略)</p>	<p>社等への指導及び監督 へ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の<u>荷主等の信 頼度の調査及び</u>荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ト (同左)</p>
<p>(3) 認定通関業者に関する税関手続</p> <p>① 特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。） に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えら れているか。 イ及びロ (省略) ハ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が 一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告にお いては、顧客の信用状況等に応じて的確に確認を行うことが必 要。） ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査 への対応</p>	<p>(3) 認定通関業者に関する税関手続</p> <p>① 特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。） に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えら れているか。 イ及びロ (同左) ハ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が 一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告にお いては、顧客の信用状況、<u>資質</u>等に応じて的確に確認を行うこ とが必要。） ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査 への対応の準備</p>
<p>② (省略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>③ 特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手 順及び体制は整えられているか。 イ～ハ (省略) ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査 への対応 ホ及びヘ (省略)</p>	<p>③ 特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手 順及び体制は整えられているか。 イ～ハ (同左) ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査 への対応の準備 ホ及びヘ (同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ 通関業務以外の輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督又は<u>委託後の評価</u></p> <p>ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ハ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p>	<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ 通関業務以外の輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督</p> <p>ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の<u>資質の把握</u>、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p> <p>ハ (同左)</p> <p>⑤ (同左)</p>
<p>4 貨物管理の履行に関する事項</p> <p>① 移動中の貨物について、運送方法、貨物の現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 貨物の蔵置場所において、<u>貨物の管理のために必要な限度において</u>、以下<u>の措置</u>が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、<u>運送途上において</u>貨物の積替え等を行う施設に限る。）。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 保管中の貨物に異常があった場合の<u>総括管理部門</u>への報告など必要な措置</p> <p>④ 申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、<u>必要な限度において</u>、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 施設設置者の施設を利用する場合にあっては、上記<u>ロ</u>からニまでに定める施設管理の実施</p>	<p>4 貨物管理の履行に関する事項</p> <p>① 移動中の貨物について、<u>運送経路</u>、<u>運送方法</u>、<u>貨物の現在地及び現状</u>を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除く。）。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 保管中の貨物に異常があった場合の<u>管理統括部門</u>への報告など必要な措置</p> <p>④ 申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 施設設置者の施設を利用する場合にあっては、上記<u>イ</u>からニまでに定める施設管理の実施</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 上記□から○までのうち倉庫又は上屋等の施設等に関する事項は、申請者が運送途上において貨物の積替え等を行う施設に限る。</p> <p>⑤～⑦ (省略)</p>	
5 及び 6 (省略)	5 及び 6 (同左)
7 関連会社等の指導等に関する事項	7 関連会社等の指導等に関する事項
<p>①及び② (省略)</p> <p>③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>①及び② (同左)</p> <p>③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。</p>
8 (省略)	8 (同左)
9 連絡及び報告体制に関する事項	9 報告及び危機管理に関する事項
<p>①及び② (省略)</p>	<p>①及び② (同左)</p>
10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項	10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項
<p>① 帳簿書類、<u>保税帳簿又は運送目録</u>（以下、「帳簿書類等」という。）の作成、<u>保管及び提示</u>に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類等の記載、<u>保管及び提示</u>を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>ロ 帳簿書類等への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>ハ (省略)</p> <p>② 帳簿書類等の作成、<u>保管及び提示</u>が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類等の作成、<u>保管及び提示</u>に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書</p>	<p>① 帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類又は保税帳簿の記載を担当する部署及び責任者、<u>その保管</u>を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>ロ 帳簿書類又は保税帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>ハ (同左)</p> <p>② 帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前									
類が備え付けられていること。 □及びハ (省略)		書類が備え付けられていること。 □及びハ (同左)									
11~13 (省略)		11~13 (同左)									
〔別紙様式1〕		〔別紙様式1〕									
法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート		法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート									
<table border="1"> <tr><td><input type="checkbox"/>特例輸入者</td><td rowspan="3">〇〇〇社</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>特定輸出者</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>認定製造者</td></tr> </table>		<input type="checkbox"/> 特例輸入者	〇〇〇社	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者	<table border="1"> <tr><td><input type="checkbox"/>特例輸入者</td><td rowspan="3">〇〇〇社</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>特定輸出者</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/>認定製造者</td></tr> </table>		<input type="checkbox"/> 特例輸入者	〇〇〇社	<input type="checkbox"/> 特定輸出者	<input type="checkbox"/> 認定製造者
<input type="checkbox"/> 特例輸入者	〇〇〇社										
<input type="checkbox"/> 特定輸出者											
<input type="checkbox"/> 認定製造者											
<input type="checkbox"/> 特例輸入者	〇〇〇社										
<input type="checkbox"/> 特定輸出者											
<input type="checkbox"/> 認定製造者											
1 (省略)		1 (同左)									
2 各部門の業務内容等に関する事項		2 各部門の業務内容等に関する事項									
(1) 総括管理部門		(1) 総括管理部門									
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄				
①	(省略)			①	(同左)						
②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) (省略)			②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) (同左)						
	イ～ニ (省略)	<input type="checkbox"/> YES			イ～ニ (同左)	<input type="checkbox"/> YES					
	ホ 連絡及び報告体制の整備	<input type="checkbox"/> NO			ホ 危機管理体制の整備	<input type="checkbox"/> NO					

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	（省略）			①	（同左）		
②	各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するためには、必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) （省略） イ～ト（省略） チ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当者の設置等）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		各事業部門は、特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務を適正に遂行するためには、必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) （同左） イ～ト（同左） チ 特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		
3	（省略）			3	（同左）		
4	貨物管理の履行に関する事項			4	貨物管理の履行に関する事項		
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前		
①	(省略)				①	(同左)	
②	移動中の管理対象貨物について、運送方法、貨物の現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			②	移動中の管理対象貨物について、 <u>運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
③	(省略)				③	(同左)	
④	管理対象貨物の蔵置場所において、 <u>貨物の管理のために必要な限度において、以下の措置が講じられているか。</u> イ～ニ (省略) ホ 保管中の貨物に異常があった場合の総括管理部門への報告など必要な措置	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			④	管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。 イ～ニ (同左) ホ 保管中の貨物に異常があった場合の <u>管理統括部門</u> への報告など必要な措置	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO
⑤	(省略)				⑤	(同左)	

5及び6 (省略)

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
① 及 び ②	(省略)		
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制又は委託後に関連会社等を評価する手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

5及び6 (同左)

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
① 及 び ②	(同左)		
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前															
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄												
④	(省略)			④	(同左)														
8	(省略)				8	(同左)													
9	連絡及び報告体制に関する事項				9	報告及び危機管理に関する事項													
① 及び ②	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	① 及び ②	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄												
10~13	(省略)				10~13	(同左)													
〔別紙様式2〕				〔別紙様式2〕															
法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート				法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート															
<table border="1"> <tr> <td>特定保税承認者</td> <td rowspan="5">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税蔵置場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税工場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定通関業者</td> </tr> </table>				特定保税承認者	○○○社			<input type="checkbox"/> 保税蔵置場	<input type="checkbox"/> 保税工場	<input type="checkbox"/> 特定保税運送者	<input type="checkbox"/> 認定通関業者	<table border="1"> <tr> <td>特定保税承認者</td> <td rowspan="5">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税蔵置場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税工場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定通関業者</td> </tr> </table>				特定保税承認者	○○○社	<input type="checkbox"/> 保税蔵置場	<input type="checkbox"/> 保税工場
特定保税承認者	○○○社																		
<input type="checkbox"/> 保税蔵置場																			
<input type="checkbox"/> 保税工場																			
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																			
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																			
特定保税承認者	○○○社																		
<input type="checkbox"/> 保税蔵置場																			
<input type="checkbox"/> 保税工場																			
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																			
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																			
1	体制整備等に関する基本的事項				1	体制整備等に関する基本的事項													
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄												

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
① ～ ⑤	(省略)				① ～ ⑤	(同左)			
⑥	荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			⑥	荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、 <u>荷主等の資質の把握及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

N o	審　　查　　事　　項	自己評価及び実 施内容（実施状 況）等	税　関 審　查 欄
①	総括管理部門は、法令遵守の観点から、関係業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) (省略) イ～ニ (省略) ホ 連絡及び報告体制の整備 ヘ (省略) ト 関係業務（通関業務を除く。チにおいて同じ。）を委託する関連会社等の委託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

N o	審　　查　　事　　項	自己評価及び実 施内容（実施状 況）等	税　関 審　查 欄
①	総括管理部門は、法令遵守の観点から、関係業務を総合的に管理できる立場にあるか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) (同左) イ～ニ (同左) ホ 危機管理体制の整備 ヘ (同左) ト 関係業務（通関業務を除く。チにおいて同じ。）を委託する関連会社等の <u>信頼度の調査及び委託の適否の判断</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	チ (省略) リ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			チ (同左) リ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、 <u>荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	ヌ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			ヌ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の <u>荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			ル 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の <u>資質の把握</u> 、 <u>輸出入者コードの保有状況の確認</u> 及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	ヲ (省略)				ヲ (同左)		

(2) 事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	(省略)			①	(同左)		
②	各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) (省略) イ～ト (省略) チ 関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当者の設置等）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		②	各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) (同左) イ～ト (同左) チ 関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
3 税関手続の履行に関する事項				3 税関手続の履行に関する事項			
(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続				(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続			
審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄		審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に關し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (省略) イ～ニ (省略) ホ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ヘ (省略)				特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に關し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 (注) (同左) イ～ニ (同左) ホ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ヘ (同左)			
特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 イ～ニ (省略) ホ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導				特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 イ～ニ (同左) ホ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	及び監督又は委託後の評価				及び監督		
	ヘ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			ヘ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
	ト (省略)				ト (同左)		

(3) 認定通関業者に関する税関手続

No.	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No.	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ及びロ (省略) ハ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告においては、顧客の信用状況等に応じて的確に確認を行うことが必要。） ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		①	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 イ及びロ (同左) ハ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告においては、顧客の信用状況、 <u>資質</u> 等に応じて的確に確認を行うことが必要。） ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
②	(省略)				②	(同左)			
③	特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。				③	特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。			
	イ～ハ (省略)					イ～ハ (同左)			
	ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応	<input type="checkbox"/> YES				ニ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備	<input type="checkbox"/> YES		
	ホ及びヘ (省略)					ホ及びヘ (同左)			
④	特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。				④	特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。			
	イ 通関業務以外の輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督 <u>又は</u> 委託後の評価	<input type="checkbox"/> YES				イ 通関業務以外の輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督	<input type="checkbox"/> YES		
	ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	<input type="checkbox"/> YES				ロ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の <u>資質の把握</u> 、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	<input type="checkbox"/> YES		
	ハ (省略)					ハ (同左)			
⑤	(省略)				⑤	(同左)			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
4 貨物管理の履行に関する事項				4 貨物管理の履行に関する事項			
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	移動中の貨物について、運送方法、貨物の現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		①	移動中の貨物について、 <u>運送経路</u> 、 <u>運送方法</u> 、貨物の <u>現在地</u> 及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。）。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	（省略）			②	（同左）		
③	貨物の蔵置場所において、 <u>貨物の管理のために必要な限度</u> において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除き、特定保税運送者の承認申請における審査の場合には、 <u>運送途上</u> において貨物の積替え等を行う施設に限る。） イ～ニ（省略） ホ 保管中の貨物に異常があった場合の <u>総括管理部門</u> への報告など必要な措置			③	貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除く。） イ～ニ（同左） ホ 保管中の貨物に異常があった場合の <u>管理統括部門</u> への報告など必要な措置	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
④	申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、 <u>必要な限度</u> において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。） （注）下記ホからホまでのうち倉庫又は上屋等の施設等に関する事項は、申請者が運送途上において貨物の積替え等を行う施設に限る。 イ～ニ（省略） ホ 施設設置者の施設を利用する場合			④	申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。） イ～ニ（同左） ホ 施設設置者の施設を利用する場合	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
	にあっては、上記□からニまでに定める施設管理の実施				にあっては、上記イからニまでに定める施設管理の実施				
⑤ ～ ⑦	(省略)				(同左)				

5及び6 (省略)

7 関連会社等の指導等に関する事項

N o	審　　査　　事　　項	自己評価及び 実施内容（実 施状況）等	税　　関 審　　査 欄
① 及 び ②	(省略)		
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制又は委託後に <u>関連会社等を評価する手順及び体制が整えられているか。</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

8 (省略)

9 連絡及び報告体制に関する事項

N o	審　　査　　事　　項	自己評価及び 実施内容（実 施状況）等	税　　関 審　　査 欄
① 及 び ②	(省略)		

5及び6 (同左)

7 関連会社等の指導等に関する事項

N o	審　　査　　事　　項	自己評価及び 実施内容（実 施状況）等	税　　関 審　　査 欄
① 及 び ②	(同左)		
③	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

8 (同左)

9 報告及び危機管理に関する事項

N o	審　　査　　事　　項	自己評価及び 実施内容（実 施状況）等	税　　関 審　　査 欄
① 及 び ②	(同左)		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項				10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項			
No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
①	<p>帳簿書類、保税帳簿又は運送目録（以下、「帳簿書類等」という。）の作成、保管及び提示に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類等の記載、保管及び提示を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>ロ 帳簿書類等への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>ハ (省略)</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類又は保税帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>ロ 帳簿書類又は保税帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>ハ (同左)</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
②	<p>帳簿書類等の作成、保管及び提示が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類等の作成、保管及び提示に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>イ 帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
11～13	(省略)			11～13	(同左)		